

事 務 連 絡
令和 4 年 11 月 11 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

医療用解熱鎮痛薬の安定供給について（続報）

医薬品の安定供給につきましては、平素より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和 4 年 10 月 17 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）において、都道府県等に対して、今冬においては、新型コロナウイルス感染症について、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があり、加えて、季節性インフルエンザも流行し、同時により多数の発熱患者が生じる可能性があることを踏まえた外来体制の強化等が依頼されています。

解熱鎮痛薬の供給に関しては、製造販売業者に対して増産体制の確保等について依頼するとともに、「アセトアミノフェン製剤の安定供給について」（令和 4 年 7 月 29 日付厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）及び「医療用解熱鎮痛薬の安定供給について」（令和 4 年 8 月 19 日付同課事務連絡）において連絡したところですが、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による感染患者の拡大に伴い、解熱鎮痛薬の需要が高まることが想定されることから、小児など必要とされている方へ適切な製剤が安定的に継続して供給できるよう、下記のと通りの対応について、改めて貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 解熱鎮痛薬については、返品が生じないように、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。

2. 解熱鎮痛薬として、アセトアミノフェン製剤だけでなく、代替薬として他の解熱鎮痛薬（イブプロフェン、ロキソプロフェンなど）の使用についても考慮していただきたいこと。
3. 小児用のアセトアミノフェン細粒やシロップ製剤の不足が生じた場合には、必要に応じ、下記の例のような対応についても考慮していただきたいこと。
 - ① 5歳以上で錠剤が服用できる患者への錠剤の使用
 - ② 必要に応じて処方医と薬剤師が相談の上、錠剤を粉碎し乳糖などで賦形して散剤とするなどの調剤上の取組み

以上